吸収分割に関する事後開示書類

令和 6 年 11 月 1 日

株式会社マネーフォワード

マネーフォワードホーム株式会社

令和 6 年 11 月 1 日

東京都港区芝浦 3-1-21msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21F
株式会社マネーフォワード
代表取締役社長　辻　庸介

東京都港区芝浦 3-1-21
マネーフォワードホーム株式会社
代表取締役社長　辻　庸介

吸収分割に係る事後開示事項

（吸収分割会社/会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項）
（吸収分割承継会社/会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び同法第 791 条第 1 項第 1 号
並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項）

株式会社マネーフォワード（以下「分割会社」といいます。）及びマネーフォワードホーム株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、令和 6 年 8 月 23 日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を令和 6 年 11 月 1 日として、分割会社の個人向けに展開する Money Forward HOME ドメイン事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。本吸収分割に関する会社法の規定に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1　組織再編が効力を生じた日
令和 6 年 11 月 1 日

2　分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過

（1）　会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）
本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

（2）　会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）
本件吸収分割は、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に定める場合に該当するため、該当事項はありません。

（3）　会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

会社法 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため同条の規定による手続は行っていません。

（4） 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、令和 6 年 9 月 20 日付の官報及び令和 6 年 9 月 20 日付の電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

（1） 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

（2） 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定により、令和 6 年 9 月 20 日付で株主に対して通知を行いましたが、株式買取請求をした株主はありませんでした。

（3） 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、令和 6 年 9 月 20 日付の官報へ公告を掲載しましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社には知れている債権者は存在しないため、承継会社は各別の催告を行っておりません。

4 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である令和 6 年 11 月 1 日をもって、分割会社から、本件吸収分割契約に定める個人向けに展開する Money Forward HOME ドメイン事業に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産および負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額（概算）：1,265 百万円

承継負債の額（概算）：1,113 百万円

5 本件吸収分割による変更の登記をした日

令和 6 年 11 月 14 日予定

6 その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上